

小金井市合唱連盟の成り立ち

小金井市にあらゆる市民に対して平等に学習の場を提供することを目的として公民館が作られたのは昭和28年。

当初から企画実行委員として公民館活動に関わってきた昼間氏らのご尽力によって『小金井市民コーラスのつどいをすすめる会』が誕生し、毎年『小金井市民コーラスのつどい』が行われるようになりました。

平成28年4月、この『小金井市民コーラスのつどいをすすめる会』を『小金井市合唱連盟』と名称変更し、毎年開催する合唱祭を『小金井コーラスのつどい』といたしました。

小金井市合唱連盟は合唱を愛し、小金井の地に合唱を根付かせようと行動し、守り育ててきた先人達の想いを忘れることなく、合唱文化の発展に寄与するものです。

小金井市合唱連盟規約

第1章 総則

1. 本連盟は「小金井市合唱連盟」と称する。

第2章 目的及び事業

1. 本連盟は会員である合唱団が合唱を通して相互交流や親睦を図り、広く小金井市民の合唱音楽向上に貢献することを目的とする。
2. 「発表すること」「他団体の演奏を聴くこと」「運営の手伝いをする」との市民合唱祭の基本理念に基づいて各会員は協力・協働に努めることとする。
3. 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 「小金井コーラスのつどい」を定期的で開催する。
 - (2) 小金井市などが開催する音楽関連行事に参加・協力する。
 - (3) 会員合唱団が主催する活動への後援・協力をする。

第3章 会員

1. 本連盟は小金井市に何らかのゆかりのある団員を有する合唱団を会員として構成する。
2. 新たに加盟を希望する合唱団は所定の加盟申請書を連盟に提出し、その承認を受けることとする。退会時はその旨を届け出る。
3. 会員は年会費を納入する。年会費は1団体一律とし、別途定める。
「小金井コーラスのつどい」に参加する会員は別途、参加費を納入する。

第4章 役員

1. 本連盟に次の役員を置き、これをもって役員会を構成する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名から2名
 - (3) 事務局 若干名
 - (4) 会計 1名から2名
 - (5) 会計監査 1名から2名

2. 役員資格は会員の構成員が有する。構成員とは団員を指す。
本連盟の発展を考える構成員の自主参加により、1団体1名の参加を基本とする。
役職は役員会にて互選し、総会で承認を受けるものとする。

3. 役員の任務は次の通りとする。
 - (1) 会長は本連盟を代表し、会務全般を統括する。
 - (2) 副会長は会長の補佐をすると共に会長不在の時はその任務を代行する。
 - (3) 事務局は本連盟の運営実務にあたる。
 - (4) 会計は本連盟の会計を管理する。
 - (5) 会計監査は本連盟の会計の監査を行い、総会にて報告する。

4. 役員の任期
役職の任期は原則2年とする。ただし再任は妨げない。

第5章 名誉職

1. 必要に応じて相談役・顧問等の役職を置くことができる。

第6章 補足

1. 規約は適宜に見直しをして、総会にて変更・決定をする。

附則

この規約は2021年1月1日より、これを施行する。

細則

- (1) 本連盟の年会費は2,000円 「小金井コーラスのつどい」の団体参加費は3,000円、個人参加費は大人500円 大学生300円 小中高生100円とする。
初参加団体および学生の団体は年会費および団体参加費を無料とする。
- (2) 周年行事の企画やそれに伴う会員の負担金等は前年度までに、役員会において骨子案を策定し、総会にて会員に周知する。

【2024年1月29日 細則(1)を改定】